

築上町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

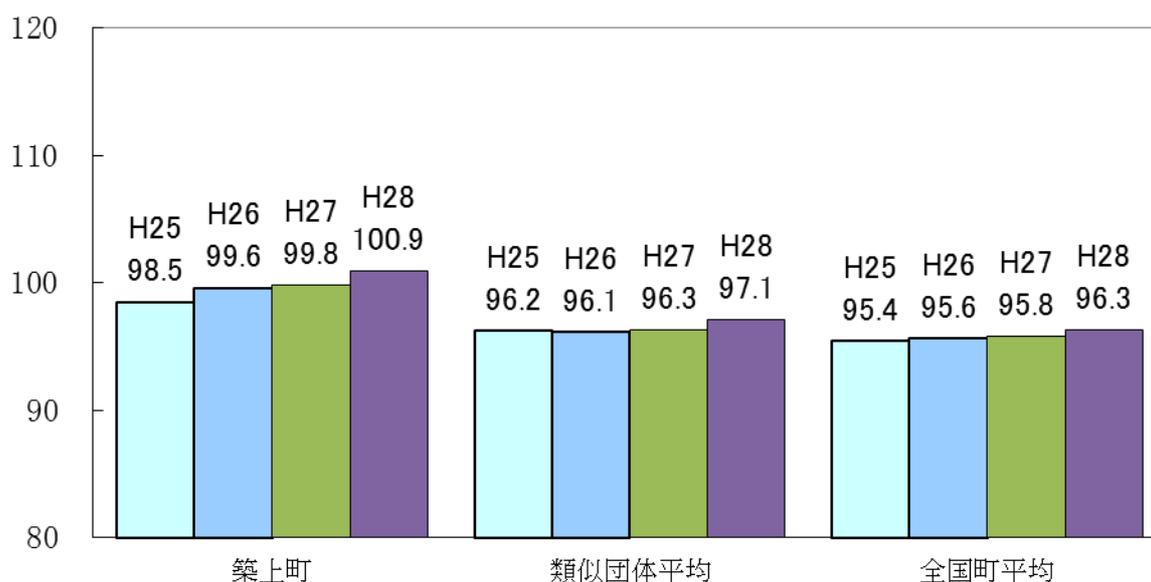
区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
平成27 年度	人 19,325	千円 9,841,703	千円 1,649,067	千円 1,488,439	% 15.1	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)町村類 似団体平均一 人当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成27 年度	人 183	千円 645,271	千円 75,106	千円 239,678	千円 960,055	千円 5,246	千円 5,618

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成27年人事院勧告に伴う給料表の切り替えを実施したことによって現給保障者及び保障額が増えたため

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表については平成27年人事院勧告の内容をふまえ、平均1.2%の引下げ改定を実施。若年層については、最大2,500円の上げを行う。平成30年3月31日までの経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準0%に対し、築上町の支給割合0%。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%
築上町の支給割合	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
築上町	39.1 歳	288,000 円	323,360 円	310,437 円
福岡県	43.0 歳	331,300 円	426,380 円	369,121 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.8 歳	311,143 円	364,320 円	342,222 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
築上町	46.3 歳	21 人	323,400 円	332,981 円	326,686 円	-	-	-	-
うち清掃職員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	廃棄物処理	45.3 歳	290,300 円	*
うち給食調理員	46.3 歳	16 人	328,200 円	334,988 円	329,738 円	調理士	42.7 歳	235,100 円	1.42
うちその他	54.7 歳	3 人	359,000 円	373,067 円	371,667 円	調理士	42.7 歳	235,100 円	1.59
福岡県	54.8 歳	689 人	333,900 円	—	361,871 円	-	-	-	-
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	-	-	-	-
類似団体	49.2 歳	9 人	293,331 円	316,543 円	306,700 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
築上町	-	-	-
うち清掃職員	3,603,196 円	3,952,300 円	0.91
うち給食調理員	5,359,340 円	2,959,900 円	1.81
うちその他	6,037,496 円	2,959,900 円	2.04

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 28 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		築上町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高校卒	149,000 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	149,000 円	142,300 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

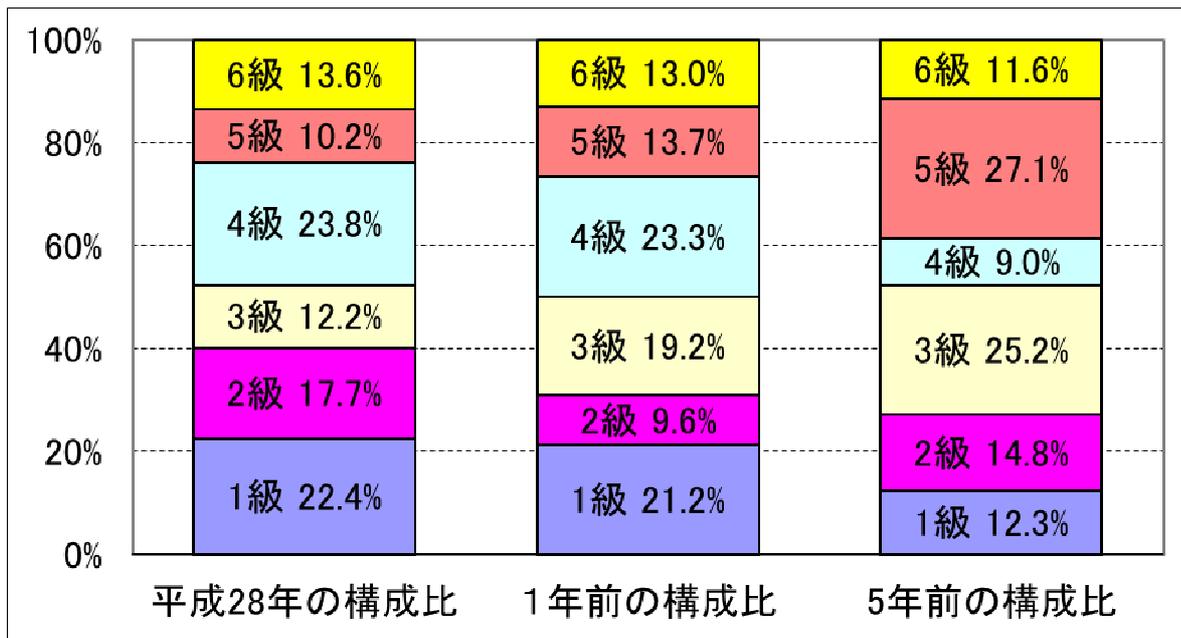
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,267 円	349,933 円	372,033 円	405,965 円
	高校卒	222,000 円	324,150 円	— 円	387,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	288,850 円	— 円	387,600 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	課長、審議監、参事の 職務	20 人	13.6 %	317,000 円	410,000 円
5 級	課長補佐の職務	15 人	10.2 %	286,200 円	394,800 円
4 級	係長、主査の職務	35 人	23.8 %	259,900 円	387,300 円
3 級	主任主事、主査の職務	18 人	12.2 %	226,400 円	348,800 円
2 級	相当な知識又は経験を 必要とする業務を行う 主事の職務	26 人	17.7 %	190,200 円	301,500 円
1 級	定型的な業務を行う主 事の職務	33 人	22.4 %	140,100 円	246,100 円

- (注) 1 築上町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	築上町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

築上町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,292 千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,590 千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	築上町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

築上町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				

(3) 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成27年度決算）		141千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		141,279円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
築上町	0%	0人	0%
福岡市	4.25%	1人	10%

(4) 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成27年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）		0%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫等作業手当	業務従事町職員	感染症の病原体に 汚染されている地 域で作業に従事	0千円	—
屍体取扱作業手当	業務従事町職員	人の死体納棺作 業に従事	0千円	1件あたり 1,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	21,925千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	139千円
支給実績（平成26年度決算）	20,725千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	140千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26・27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	支給月額 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 (1) ① 職員に扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人について6,500円 ② 職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円 (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同	無	12,800 千円	182,857 円
住居手当	・借家住居 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員で、最高月額27,000円(控除額有り) ・新築され、又は購入された住宅で5年を経過していないもの 月額2,500円	異	・新築され、又は購入された住宅で5年を経過していないもの 月額2,500円	10,504 千円	223,489 円
通勤手当	ア) 通勤のための交通機関等の利用を常例とすること、運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 イ) 通勤のための自動車等の使用等を常例とすること、通勤距離が片道 2～5km 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km 10,000円 20～25km 12,900円 25～30km 15,800円 30～35km 18,700円 35～40km 21,600円 40～45km 24,400円 45～50km 26,200円 50～55km 28,000円 55～60km 29,800円 60km 31,600円	同	無	8,861 千円	57,538 円
管理職手当	・審議監、課長 51,900円 ・参事 45,500円 ・課長補佐 39,400円	同	無	20,561 千円	501,487 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	746,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円 / 399,000円
	副 町 長	(597,000 円)	
報 酬	議 長	(321,000 円)	420,000円 / 230,000円
	副 議 長	(276,000 円)	360,000円 / 180,000円
	議 員	(261,000 円)	345,000円 / 157,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(平成27年度支給割合) 2.60 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成27年度支給割合) 2.60 月分	
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×510/100	(1期の手当額) 15,218,400円
	備 考	給料月額×在職年数×300/100	7,164,000円
			(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

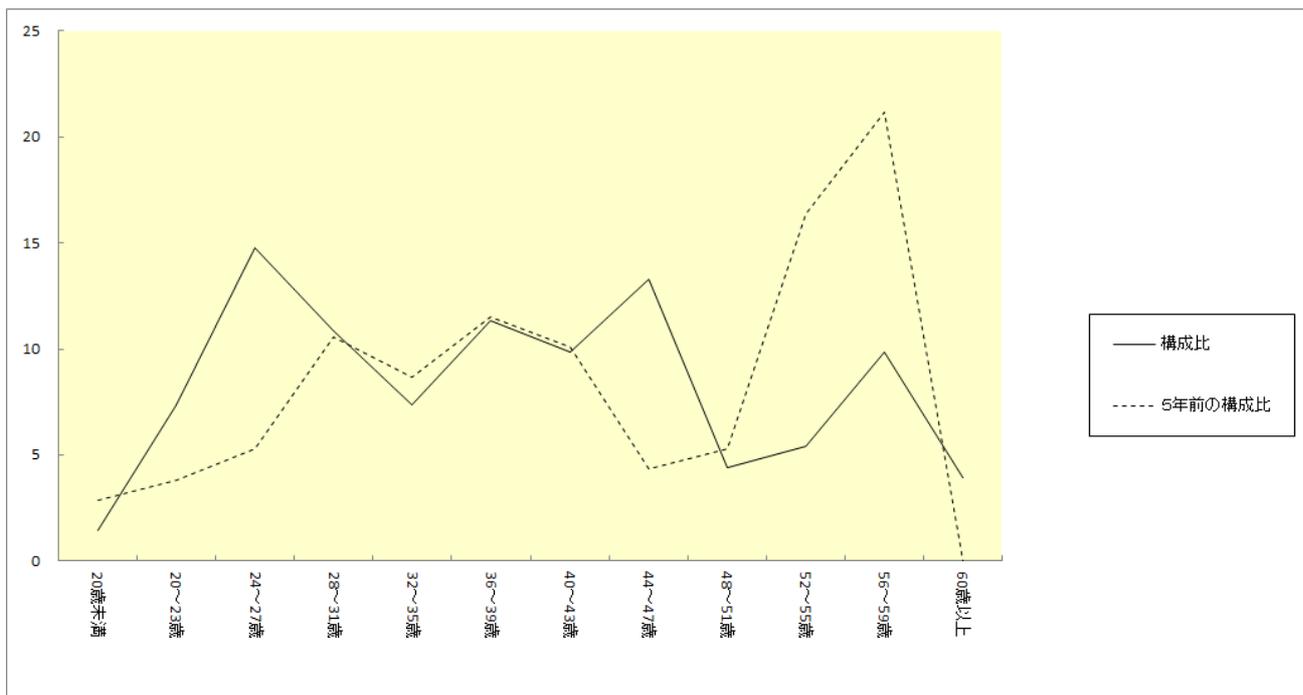
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	議会	2	2	0	育児休業者増、定住促進に向けた立案業務増	
	総務	52	57	5		
	一般行政部門	9	9	0		
	農林水産	12	11	-1		事務効率化による減
	商工	4	6	2		企業誘致・観光PRに伴う業務増
	土木	21	21	0		育児休業・再任用職員の退職による減
	民生	31	30	-1		
	衛生	16	16	0		
	計	147	152	5	<参考> 人口10,000人当たり職員数 78.65 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 67.18 人)	
	教育部門	36	35	-1	再任用職員の退職による減	
	小 計	183	187	4	<参考> 人口10,000人当たり職員数 96.76 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 85.86 人)	
公営 企会 業計 等部 門	水道	4	5	1	料金調整等業務の増	
	下水道	5	5	0		
	その他	6	6	0		
	小 計	15	16	1		
合 計		198	203	5	<参考> 人口10,000人当たり職員数 105.04 人	
		[249]	[249]	[—]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	15人	30人	22人	15人	23人	20人	27人	9人	11人	20人	8人	203人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	153	153	151	154	147	152	▲1(▲0.7%)
教育	35	35	34	35	36	35	0
消防	—	—	—	—	—	—	—（—%）
普通会計計	189	189	186	190	183	187	▲2(▲1.1%)
公営企業等会計計	20	18	18	17	15	16	▲4(▲20.0%)
総合計	208	206	203	206	198	203	▲5(▲2.4%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成27 年度	千円 191,458	千円 64,937	千円 12,891	% 6.73	% 5.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成27 年度	人 2	千円 7,768	千円 3,058	千円 2,065	千円 12,891	千円 6,446	千円 6,190

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
築上町	41.2歳	312,876円	473,962円
団体平均	44.7歳	346,797円	514,785円
事業者	歳		円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

築上町		築上町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,033 千円		1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,292 千円	
(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)	
期末手当 2.6 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.6 月分 (0.75)月分	期末手当 2.6 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.6 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

築上町			築上町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）	
（退職時特別昇給	なし）		（退職時特別昇給	なし）	

ウ 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成27年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
築上町	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成27年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	0 %

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成 27 年度決算）	168 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）	168 千円
支給実績（平成 26 年度決算）	131 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）	131 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26・27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	支給月額 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 (1) ① 職員に扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人について6,500円 ② 職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円 (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同	無	104 千円	104,000 円
住居手当	・借家住居 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員で、最高月額27,000円(控除額有り) ・新築され、又は購入された住宅で5年を経過していないもの 月額2,500円	同	無	324 千円	324,000 円
通勤手当	ア) 通勤のための交通機関等の利用を常例とすること、運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 イ) 通勤のための自動車等の使用等を常例とすること、通勤距離が片道 2～5km 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km 10,000円 20～25km 12,900円 25～30km 15,800円 30～35km 18,700円 35～40km 21,600円 40～45km 24,400円 45～50km 26,200円 50～55km 28,000円 55～60km 29,800円 60km 31,600円	同	無	50 千円	50,400 円
管理職手当	・審議監、課長 51,900円 ・参事 45,500円 ・課長補佐 39,400円	同	無	613 千円	613,452 円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給される	同	無	— 千円	— 円
宿日直手当	休日における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給される	同	無	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき 課長補佐 9,000円 課長、参事 12,000円 6時間を越える場合は、上記の150/100	同	無	48 千円	48,000 円